

## 働き方改革関連法の周知についてのお願い

働き方改革の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「働き方改革関連法」につきましては、7月6日に公布されたところです。

この法律の主な内容としては、①時間外労働の上限規制、②年次有給休暇の毎年5日以上の時季を指定した確実な取得、③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止などです。

働き方改革を進める効果として、企業にとっては、労働条件・労働環境の見直しなどによる魅力ある職場づくりに取り組むことにより人手不足の解消につながることで、働く方々にとっては、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択でき、結果的には労働力の増加につながることを考えられます。

今般、「働き方改革関連法」の公布に併せて、広く県内の皆様に法律の内容を知っていただくため、別添1のパンフレットを活用した周知を進めることとしました。

なお、島根県においては、昨年11月に、働き方改革の取組みを進めるため「しまね働き方改革宣言」(別添2)を定めており、これに基づき、働き方改革を推進いただくよう、お願いいたします。

貴団体におかれましては、本要請に何とぞ深い御理解を賜り、傘下団体及び会員の皆様に「働き方改革関連法」の内容等をお伝えいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

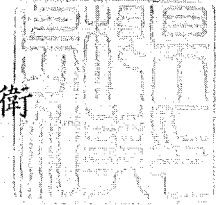
平成30年8月7日

一般社団法人島根県建設業協会

会長 中筋 豊通 殿

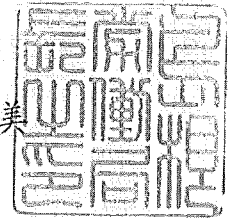
島根県知事

溝口 善兵衛



島根労働局長

田村 和美



事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省・島根労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare



# 相談窓口のご案内









■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

<p><b>労働基準監督署</b> 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a></p> 
<p><b>都道府県労働局</b> 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a></p> 

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

<p><b>働き方改革 推進支援センター</b></p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</a></p> 
<p><b>産業保健総合支援 センター</b></p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター <a href="https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx">https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</a></p> 
<p><b>よろず支援拠点</b></p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 <a href="https://yorozu.smrj.go.jp/">https://yorozu.smrj.go.jp/</a></p> 
<p><b>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</b></p>	<p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ <a href="http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754">http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754</a>  ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 <a href="https://www5.cin.or.jp/ccilist">https://www5.cin.or.jp/ccilist</a>  ▶検索ワード：都道府県中央会 <a href="https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm">https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</a></p>   
<p><b>ハローワーク</b></p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a></p> 
<p><b>医療勤務環境改善支援 センター</b></p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ <a href="https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/">https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/</a></p> 

その他

<p>その他の相談窓口</p>
-----------------

# しまね働き方改革宣言

いま、島根県においては、少子高齢化や若者の県外流出により、労働力人口は全国平均を上回る速さで減少しています。これを少しでもくい止め、地域と企業の活力を高めていくためには、島根の将来を担う若者を惹きつけ、やりがいや充実感をもって県内に定着してもらうことが必要です。

併せて、女性、若者、高齢者、外国人、障がいのある方など誰もが働きやすく活躍できる社会を実現することが課題となっています。

そのような中、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた働き方の実現、非正規労働者の処遇改善などの「働き方改革」の取組を進めるために、以下のことを宣言します。

**宣言1 ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！**

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

**宣言2 「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！**

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

**宣言3 みんな元気に生涯現役！**

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

**宣言4 誰もがいきいき活躍できる職場に！**

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

**宣言5 職場に実情を語り合う場をつくろう！**

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～

働き方改革の取組により、若者などの人材確保が進み、誰もが健康で安心して生き生きと活躍できる魅力ある職場・企業を島根県内に広げていくとともに、こうした魅力ある職場・企業を積極的に外部に情報発信することが必要です。

今こそ、他の都道府県に先んじて、率先して働き方改革を進めましょう。

私たちは、こうした認識を共有し、自身が先頭に立って、自らの職場や関係の企業・団体における働き方改革の推進に全力で取り組むとともに、各団体や自治体等とも連携しながら、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを進め、県民・地域・企業がそれぞれの魅力を高め、明るく活力ある島根の発展を目指していきます。

しまね働き方改革推進会議

平成 29 年 11 月 10 日

一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会、国立大学法人島根大学、公立大学法人島根県立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校、株式会社山陰合同銀行、株式会社島根銀行、島根県、島根県教育委員会、島根労働局

相談  
無料

島根

# 働き方改革推進支援センター

- 「同一労働・同一賃金ガイドライン案」等を参考とした非正規雇用労働者の処遇改善
- 時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築
- 人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理の改善 などに取り組む事業主様を支援するため、社会保険労務士等の専門家が無料で対応する相談窓口を設置しました。また、ご希望の事業者様に対しては、無料で専門家を派遣（3回程度）します。

たとえば…

このようなお悩みをお持ちの事業主の皆様

「働き方改革」って何なの？

働き方に関する助成金ってどんなのがあるのかな？

「同一労働・同一賃金」ってうちに関係あるのだろうか？



うちで働く社員は身内ばかり…。  
残業減らせと言われても  
ほかに人もいないしなあ…。

## ご支援のイメージ

島根県商工会議所連合会(各会議所)、島根県商工会連合会(各商工会)  
島根県中小企業団体中央会、(公財)しまね産業振興財団  
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 (順不同)

↑ 連携・協力 ↓

働き方改革に取り組もうとする  
事業者様

- ① 電話・メール・来局
- ② 電話・メール等での助言・アドバイス  
または 専門家の派遣（3回程度）

無料

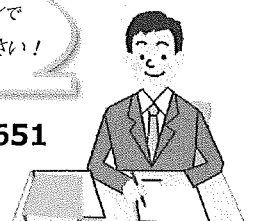
相談窓口

(島根働き方改革推進支援センター)  
[松江商工会議所ビル4階]

### \*\*\* 島根働き方改革推進支援センター窓口 \*\*\*

- 開設場所 松江市母衣町 55 番地 4 松江商工会議所ビル 4 階（島根県経営者協会内）
- 開所日 月～金曜日（土・日・祝日、年末・年始は休所）
- 開所時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 連絡先（フリーダイヤル）0120-103-622（FAX）0852-26-7651

電話・メールで  
まずはご相談ください！



(メール) hatarakikata@shimanekeikyo.com

(一社) 島根県経営者協会